

--	--

(様式-1)

工 事 名	令和7年度(債務負担行為)認定こども園芝生化事業 上川手認定こども園園庭整備工事 金抜設計書										
施 工 箇 所	安曇野市 上川手認定こども園										
設 計 大 要				施 工 方 法			請 負				
上川手認定こども園 園庭整備工事 ・園庭(600m ²)の芝生化工事(播種、初期養生含む) ・散水設備工事とそれに伴う電気設備工事 ・雨水排水工事 等				施工期間			日間				
				契約年月日			令和 年 月 日				
				竣工予定年月日			令和 8 年 8 月 27 日				
				契約保証方法			金銭的保証				
							・別途指定する建設機械については排出ガス対策型の使用を原則とする。 ・この設計書で施工機械・仮設材の規格、調査条件等の記載及び「人、h、ℓ、%、日、時、工数、空m3、掛m2、日・回、日回、供用 考数量を示したものは任意扱いです。したがって、内訳書の作成や契約を拘束する ものではありません。ただし、指定した場合を除きます。				

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
	令和7年度(債務負担行為)認定こども園芝生化事業 上川手認定こども園園庭整備工事						
I	共通仮設工事	率共通費+積上共通仮設分	1.0	式			
II	直接工事費	園庭芝生化・電気設備・機械設備	1.0	式			
	純工事費 計						
IV	現場管理費		1.0	式			
	工事原価 計						
V	一般管理費		1.0	式			
	工事価格 計						
	消費 税		1.0	式			
	工事費 合計						

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
I	共通仮設工事						
I -1	(率仮設分)						
	仮設建物	現場事務所	一				
	仮設建物	管理事務所	一				
	仮設建物	トイレユニット	一				
	工事用用水電力		一				
	機械器具損料		1.0	式			
	安全管理費		一				
	各種試験費		一				
	工事管理写真費		一				
	整理清掃	全般的な物	一				
	I -1(率仮設分) - 計						

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
I -2	共通仮設費(積上計上)						
	工事進入路 メッシュフェンス仮撤去復旧		4.0	m			
	仮設ゲート設置	クロスゲート程度 存置2ヶ月間程度 掛扱・損料・修繕・運搬共	1.0	ヶ所			
	仮設フェンス	アラフエンスH1.2m 存置2ヶ月間程度 掛扱・損料・修繕・運搬共	150.0	m			
	仮設フェンス	単管杭+オレンジネットH900 掛扱・損料・修繕・運搬共	150.0	m			
	工事進入路 ゴムマット敷き	掛扱・損料・修繕・運搬共	130.0	m ²			
	養生用鉄板敷き込み		40.0	m ²			
	交通誘導員B		35.0	人工			
	I -2(積上分) - 計						
	I - 合計						

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
II	直接工事費						
A	園庭芝生化工事		1.0	式			
B	電気設備工事		1.0	式			
C	機械設備工事		1.0	式			
	II - 合計						

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
A	園庭芝生化工事						
1)	芝生床造成工事		1.0	式			
2)	外構工事		1.0	式			
3)	芝生 種苗工事		1.0	式			
4)	芝生 初期維持費		1.0	式			
5)	既存解体撤去工事		1.0	式			
	A - 計						

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
1)	芝生床造成工事						
	路盤掘削	小規模土工 パックホウ0.28m3	120.0	m3			
	掘削土 場外搬出運搬	DT4t DID無10km程度	120.0	m3			
	残土処分		120.0	m3			
	芝生 床土造成	表層路盤 t200mm 洗滌砂	600.0	m2			
	土壤改良材散布混合	富植源り20L/m ² 散布混合同等 FGライト20L/m ² 散布混合同等	600.0	m2			
	重機回送費	片道30km以内 パックホウ	1.0	往復			
	1) - 計						

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
2)	外構工事						
①	縁石ブロック敷設	W100xH200 片面R形状 (施工長45.6m相当分)	1.0	式			別紙2)-1
②	テラス前土間コンクリート	t150mm カラーコート防滑仕上 (施工面積96.6m ² 相当分)	1.0	式			別紙2)-2
③	東北側コンクリート犬走り	t150mm コンコテ仕上・落込共 (施工面積49.49m ² 相当分)	1.0	式			別紙2)-3
④	泥ため枠敷設	塩ビ既製300 φ H650	2.0	か所			別紙2)-4
⑤	接続管	VP150 φ 敷設・サンド'クッション共	2.9	m			
⑧	浸透パイプ排水	集水管-有孔VU管100 φ 敷設 (183m相当分)	1.0	式			別紙2)-5
	2) - 計						

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
	別紙2)-1 ① 縁石ブロック敷設	(施工長45.6m相当分)					
	掘削	小規模土工 バックホウ0.28m3	7.5	m3			
	掘削残土 場外搬出運搬	DT4t DID無10km程度	2.2	m3			
	残土処分		2.2	m3			
	埋め戻し	小規模土工 B種	5.3	m3			
	碎石地業	RC40-0 転圧共	0.9	m3			
	捨てコンクリート	Fc18-S15	0.5	m3			
	捨てコンクリート打設費	人力	0.5	m3			
	縁石ブロック敷設	W100xH200 片面R形状	45.6	m			
	別紙2)-1 小計						

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
	別紙2)-2 ② インターロッキング敷設	(施工面積96.6m ² 相当分)					
	掘削	小規模土工 バックホウ0.28m ³	28.0	m ³			
	掘削残土 場外搬出運搬	DT4t DID無10km程度	28.0	m ³			
	残土処分		28.0	m ³			
	碎石地業	床版下碎石 RC40-0 転圧共	9.7	m ³			
	土間コンクリート	Fc21-S15	9.7	m ³			
	土間コンクリート打設費	ポンプ打設	9.7	m ³			
	土間コンクリートポンプ圧送費	30m ³ 未満 基本料金共	1.0	回			
	ワイヤーメッシュ	100x100x6 φ 材工共	96.6	m ²			
	インターロッキング敷設	t60 敷砂t30共	96.6	m ²			
	水抜きパイプ	VP50 φ L250程度	96.0	ヶ所			
	別紙2)-2 小計						

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
	別紙2)-3 ③ 東北側コンクリート大走り	(施工面積49.5m ² 相当分)					
	掘削	小規模土工 バックホウ0.28m ³	16.0	m ³			
	掘削残土 場外搬出運搬	DT4t DID無10km程度	14.4	m ³			
	残土処分		14.4	m ³			
	埋め戻し	小規模土工 B種	1.7	m ³			
	碎石地業	RC40-0 転圧共	8.6	m ³			
	捨てコンクリート	Fc18-S15	0.4	m ³			
	捨てコンクリート打設費	人力	0.4	m ³			
	土間コンクリート	Fc21-S15	7.4	m ³			
	土間コンクリート打設費	ポンプ打設	7.4	m ³			
	土間コンクリートポンプ圧送費	30m ³ 未満 基本料金共	1.0	回			
	普通型枠		11.5	m ²			
	型枠運搬費	4t車	11.5	m ²			
	面木		31.0	m			
	後施工差筋アンカー	D10 金属拡張型 横向き施工	129.00	本			

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
	別紙2)-4 ④ 泥ため樹敷設	塩ビ既製300 φ H650					
	泥ため樹本体	ICO-H300K PM-ST-150-300 AMバスケット VU300堅管 径違いケット バスケットフックS	1.0	セット			
	設置費		1.0	セット			
	掘削	小規模土工 バックホウ0.28m3	1.0	m3			
	掘削残土 場外搬出運搬	DT4t DID無10km程度	0.5	m3			
	残土処分		0.5	m3			
	埋め戻し	小規模土工 B種	0.5	m3			
	砂埋め		0.5	m3			
	別紙2)-4 小計						

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
	別紙2)-5 ⑧ 浸透パイプ排水	集水管-有孔VU管100 φ 敷設 (183m相当分)					
	掘削	小規模土工 パックホウ0.28m3	25.6	m3			
	掘削残土 場外搬出運搬	DT4t DID無10km程度	25.6	m3			
	残土処分費		25.6	m3			
	碎石地業	RC40-0 転圧共	24.2	m3			
	浸透パイプ	有孔VU100	183.0	m			
	透水シート	t4mm 材工共	275.0	m2			
	別紙2)-5 小計						

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
3)	芝生 種苗工事						
	寒地型西洋芝 播種		600.0	m2			
	(参考構成)	芝:ケンタッキーブルーグラス					
		芝:トールフェスタ					
		芝:ペレニアルライグラス					
	3) - 計						

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
4)	芝生 初期維持						
	芝刈り		8.0	回			
	殺菌剤散布		3.0	回			
	化成肥料散布		3.0	回			
	4) - 計						

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
5)	既存解体撤去工事						
	防草シート撤去	集積共	34.0	m2			
	解体廃材積込	混合屑	0.3	m3			
	解体廃材運搬	混合屑 4t車 片道距離概ね25km程度	0.3	m3			
	解体廃材処分	混合屑	0.3	m3			
	5) - 計						

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
B	電気設備改修工事						
	配管	FEP30 土中 付属材共	46	m			
	配管	HIVE28 露出 付属材共	4	m			
	異種接続材		3	個			
	配線 EM-CE2.0° -2C 管内		50	m			
	SUS防水ボックス 300*400*150D	ガラス窓 鍵付	1	台			
	電源分岐 既存盤内	材工・壁貫通共	1	式			
	分岐用 漏電遮断器	2P30A	1	個			
	機器接続	水道メーター 隔測 散水設備機器 電磁弁 コントローラー	1	式			
	配管埋設土工事		1	式			
	既存側溝下施工対処費		1	式			
	埋設標識シート	150mm巾 シングル	46	m			

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
	防水コンセント 屋外露出形	2P15A 2個口 拔止め E付	1	個			
	壁付照明器具 玄関・遊戯室外部	防雨型ウォールライト NNFS21851CLE9	2	台			
	同 既存より電源分岐 取付下地		2	か所			
	天井点検口 450角		2	か所			
	同 仮設養生	作業範囲囲い 作業床養生	1	式			
	同 仮設足場	廊下脚立足場 遊戯室ローリング足場	1	式			
	B - 合 計						

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
C	機械設備工事						
	ホップアップ式スプリングラー 散水半径10m	口径25A レインバート5000シリーズ 同等	10	個			
	同 配管自在継ぎ手	エコアーススイングジョイント25A用 同等	10	個			
	電磁弁 25A	C10SR101	2	台			
	同 継ぎ手類		1	式			
	電磁弁BOX	調整栓・鍵付 C10PM201BK 同等	2	台			
	散水コントローラー	C10SRC04同等	1	台			
	以上設置費		1	式			
	既存給水管分岐 50A-50A		1	式			
	量水器 50A 子メーター 隔測		1	台			
	量水器 メーターBOX	調整栓・鍵付 C10PM201BK 同等	1	台			
	不凍栓 25A		1	台			
	不凍栓BOX	C10PM101A 同等	1	台			
	以上設置費		1	式			

No	名 称	規格・摘要	数量	単位	単価	金 額	備 考
	給水配管 HIVP 25A	土中	120	m			
	給水配管 HIVP 50A	土中	25	m			
	埋設表示シート	W150 シングル	145	m			
	掘削	小規模土工 バックホウ0.28m3	45	m3			
	埋戻し	砂	15	m3			
	埋戻し	発生土	30	m3			
	掘削残土 場外搬出運搬	DT4t DID無10km程度	15	m3			
	残土処分費		15	m3			
	既存側溝下施工対処費		1	式			
	官公庁申請手続き		1	式			
	C - 合 計						

位置図
令和7年度（債務負担行為）認定こども園芝生化事業
上川手認定こども園 園庭整備工事



現 場 説 明 書

安曇野市 総務部 財産管理課 施設経営担当

1. 件名（工事名称）

令和7年度（債務負担行為）認定こども園芝生化事業
上川手認定こども園 園庭整備工事

2. 工事場所： 安曇野市 上川手認定こども園

3. 工事概要：

- ・園庭（600 m²）の芝生化工事（播種、初期養生含む）
- ・散水設備工事とそれに伴う電気設備工事
- ・雨水排水工事 等

4. 工期 契約日 から 令和8年8月27日

※芝生初期養生期間は3ヶ月とする。

5. 一般事項について

(1) 現場説明会

本件の内容は、現場、入札心得、入札公告、特記仕様書、設計図書、安曇野市建築工事の手引等関連する仕様書類、長野県建設工事標準請負契約約款に基づき市が定める契約書（案）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

(2) 設計図書等に対する質問及び回答について

設計図書等に関する問い合わせは、「入札公告」記載のとおりとし、入札執行が完了するまでの間、本件に関しての面談又は電話（ただし、指定の問い合わせ先は除く。）等は一切認めない。

(3) 工事費内訳書の提出

入札時の工事費内訳書提出については「入札公告」による。

(4) 工事費内訳書記載数量は参考数量とする。

6. 本工事における特記事項

(1) 工事用地等

本工事に必要な用地は、以下のとおり。

使用目的	使用場所・面積
資材置場	協議による
駐車場	協議による
現場事務所	協議による

(2) 排水への対応

本工事施工に伴う排水は、沈殿処理・Ph管理等の各法令を守り、自然環境等へ悪影響を及ぼすことのないよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共

用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。ただし、周辺水路についての排水は、管理者と協議のうえ、同意を得ること。

- (3) 工事着手前に担当部署と協議し、事前のお知らせをおこなうこと。また看板等を設置して、工事内容の周知を行うこと。
- (4) 夜間、早朝及び休日での施工を実施する場合は監理者・監督員と打合せを行い、監理者・監督員の承諾を得たのちに、必要な場合は近隣への事前通達のうえ施工すること。
- (5) 周辺施設利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (6) 感染症対策は十分に講じること。
- (7) 各官公庁手続きについて、
事前に監督員・監理者が申請書類等の内容確認をしてから提出すること。
- (8) この工事は執務並行型の工事である。
- (9) 本工事は、「週休2日工事実施要領」週休2日工事の対象である。
なお、週休2日の取組実績に応じて、単価の補正を行い、設計変更を行うものとする。
(工事発注時は4週8休(通期)を想定した設計単価で積算している)
- (10) 仮設計画については施設管理者と十分に協議し計画すること。
- (11) 工事用水・工事用電力について、
工事期間中の工事用水・工事用電力は受注者負担とする。
ただし、初期養生期間の散水に係る水道料は発注者負担とする。

7. 工事請負契約書（案）に関する事項について

- (1) 第39条（債務負担行為に係る契約の特則）関係

各会計年度における請負代金の支払限度額の割合は、次のとおりとする。

令和7年度	0%
令和8年度	100%

8. 本工事に関連する別途発注工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

・本工事に近接・競合する工事の予定

発注機関				

・改修工事における工事箇所の順番は図のとおり。

9. 安全対策関係

① 交通誘導警備員

受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

② 安全施設

発注者が想定している仮設（ゲート、仮囲い等）については、仮設計画図に示したとおり。受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計

等必要な検討を行い施工するものとする。 (任意仮設)

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときは設計変更の対象とする。

10. 工事用道路関係

現場への工事関係車両の入退場の路線は事前に監督員と協議をすること。

11. その他

火災保険等への加入期間は、請負契約後から契約工期末日後 14 日までとする。

特記仕様書（共通事項）

総務部 財産管理課

1. 保険等

建物（施設）引渡しまで工事受注者は、現場説明事項・施工条件明示事項に定める保険に加入しなければならない。加入期間は原則として工事着手日とし、その終期は工事しゅん工後14日以降とする。

2. 各種調査等に対する協力について

本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、協力しなければならない。

(1) 公共事業労務費調査等

(2) 資材調査、建設副産物実態調査等

3. 工事検査

施工途中において総務部契約検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施する所以あるので、検査に協力すること。

4. 被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

5. 工事実績情報サービス（CORINS）の登録について

(1) 請負金額が500万円以上（税込）の工事については、工事実績情報サービス（CORINS）の登録をすること。

(2) 登録する場合は、「登録のために確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録の手続きを行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

① 工事受注時契約締結後10日以内

② 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内

③ 工事完成時工事完成後10日以内

6. 施工体制台帳に係る書類について

(1) 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。

(2) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。

(3) 次の業種についても請負契約に該当するため、(1)と同様とする。

・1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約

・クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合

・クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

7. 主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

8. 産業廃棄物等の取扱い

- (1) 廃棄物の処理に当たっては、受注者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。
- (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
- (3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、マニフェストA票、B2票、D票並びにE票の原本（廃棄物の種類ごとに1セット）を提示すること。

9. 再生資源利用促進計画書等

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）に基づき、受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成すること。

また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出すること。

対象工事：ラージリサイクル法に規定する一定規模以上の工事

作成方法：COBRIS（建設副産物情報交換システム※）を利用すること。

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス

10. 安全対策関係

- (1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。
- (3) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きや

すい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

11. 環境対策関係

- (1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (2) 夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。
- (3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。
- (4) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

12. 過積載の禁止

- (1) 工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。
 - ① 積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。
 - ② 過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
 - ③ 過積載を防止するため、資機材等の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - ④ 資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車両及び不表示車等を使用しないこと。また、同車両からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
 - ⑤ 下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車両を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
 - ⑥ 飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
 - ⑦ 土砂等の運搬に関する事業者の選定に当っては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。
- (2) 以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。

13. ~~セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について~~

- (1) ~~セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。~~
- (2) ~~セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。~~
- (3) ~~六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下「実施要領（案）」という。）により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。~~

14. アスベスト建材使用箇所等の事前調査

- (1) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、

図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行う。

報告書の記載内容

- ① アスベスト材料の種別
- ② アスベスト形状、飛散可能性の有無
- ③ 製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率

なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。

- (2) 監督員の指示による「石綿（アスベスト）の事前調査結果」、「建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ」について、公衆の見やすい場所に掲示を行う。

15. 建設業退職金制度について

- (1) 工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。

16. 資材の市内産優先使用及び市内企業の優先採用

- (1) 工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材を優先使用するよう努めること。
- (2) 工事受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力市内の取扱い業者から購入すること。
- (3) 下請契約を締結する際には、市内企業の採用に努めること。

17. 再資源化及び再生資源等使用状況

工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の状況、再生資源（再生クラッシャーラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土砂）及び信州リサイクル製品の使用状況について、監督員へ報告すること。

18. レディーミクストコンクリート製造工場の選定について

受注者は、I類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コ

ンクリート主任技士等) が置かれ、良好な品質管理が行われている工場 (全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等) から選定する。

ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。

19. 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

添付書類

- ・工事記録 (工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報)
- ・工事打合わせ記録簿 (当月分)
- ・工事写真(工事の進捗状況がわかるものを数枚)

20. 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。

21. 設計図CADデータについて

本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

22. 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

- ① 完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - イ. 完成写真を公表すること。
 - ロ. 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

23. 高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工に先立ち所定の様式により提出することができる。

高度技術・創意工夫・社会性等の具体的な内容がある場合は、「別添様式」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

24. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者 (随意契約の場合にあっては、契約の相手方) は、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号第 20 条の 2 第 2 項に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定 (随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定) から請負契約を締結するまでに、契約を担当する者に対して、その旨を当該事業の状況の把握のため必要な情報を合わせて通知すること。

令和 7 年 2 月 12 日適用版

◎工事現場の環境改善について	工事現場のイメージアップ ・周囲の整地の美化 地域住民への情報提供 ・完成予想図の設置 ・情報掲示板の設置 ・パンフレットの作成
◎産業廃棄物の取扱いについて	(1)工体工事を行う場合は、別途の工体工事手帳書によること。 (2)工事の実施にあたっては、請負者が自ら処理(分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為)するときは、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、適正に行うこと。 (3)産業廃棄物の全部又は一部を託す場合は、産業廃棄物処理法に基づく届出をもとして許可を得ている者に委託すること。また、施行前に産業廃棄物処理委託届出書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運送業者一覧及び処分地の内面図を監督員に提出すること。 (4)工事工したときは、積込み状況の写真、分別状況の写真、分別業者、B2業、D業並びにD業の写しを監督員に提出すること。 (5)B2業又はD業は、別途管轄産業廃棄物は60日)、E業は180日以内に提出するものとし、工間に提出できない場合は、監督員と協議すること。
◎再生資源利用促進計画書等について	「再生資源の利用の促進に関する法律」(以下「サイクル法」という。)に基づき、請負者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を提出し、監督員の承認を受けること。また、しん工後に「再生資源利用促進実施案」及び「再生資源利用実施書」を提出すること。

◎ISO 14001関係

- (1)現場で使用する機械は、低噪音、低燃費、低燃ガス型の工機械とすること。
 - (2)音楽、半音階の音を避けことと、ただし、監督職員の声掛けを避けた場合はこの限りでない。なお、音楽ルートの設定に当たっては影響の少ないルートを設定すること。
 - (3)雨水、汚水、土の高丸跡に泥めること、また、土と雨水等現場の面倒に泥めること。
 - (4)地盤改良によっては、監督職員を監督員と協議を行うこと。
- 「参考資料」、平成22年3月24日付、建設省技術基準第49号、同建設基準第1号(改正平成13年4月20日)
「セメント及びメント系硬化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する
当面の措置について」。

- (5)熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

資機材の運搬にあたっては、運搬車両の最大積載量を把握し運搬を行わないよう計画すること。また、荷物の恐れがあるものについては、荷物しないような施設を行い対応すること。

◎保険等	(1)本建物引渡しまで請負者は工事目的の工事材料等について火災保険を掛けなければならぬ。 (2)工事期間中請負者の責任において労災保険に加入し、その負担は請負者とする。
◎その他	(1)暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警視に提出すること。 (2)工事請負者が500万円以上の工事については、工事実績保険(工事カルテ)の手続をすること。 (3)工事請負者が500万円以上の工事については、工事実績保険(工事カルテ)の手続をすること。 (4)工事請負が500万円以上の工事については、工事実績保険(工事カルテ)の手続をすること。 「(だらじ)工事請負金額500万円以上2、500万円未満の工事については、受注時、訂正時のみ 負担するものとする。」 登録する場合は、あらかじめ監督員の確認を受け、次に登録する際に(財)日本建設情報総合センター (JMC)に登録の手続きを行ふとともに、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出する。 なお、変更登録(完成時の期が10日前に満たない場合は、変更登録の提出を省略できるものとする。 ○工事登録 ○工事登録の変更登録 ○工事登録の変更登録 ○工事登録の変更登録 ○工事登録の変更登録 (連絡先: (財)日本建設情報総合センター 03-3505-2973)

- (3)下請契約締結時、速やかに下請負に通知書を提出すること。

④工場進行体制において、請負者が施工体制を作成し、工事期間中工事現場に備付けるとともに、監督職員に手続を提出すること。
また、工事現場における施工の分担関係を明示した「施工体系図」を作成し、これを工事関係者及び会員の見やすい形で示すことを行うこと。
※施工体系図は、(財)日本建設情報総合センターにて登録する。

「安全施工行動規則 第14条の第1項に規定する事項

・安全施工責任者名、安全施工担当者名、施工管理責任者名

- (5)請負等については、建設工事に従事する者も、元請負人の指揮、請負のもと行われるものであるため施工制限、施工体系図、契約書及び下請人通知書等を提出すること。また、下記某種契約等を考えられるものについても、同様に提出すること。
・交換整備品、ガーメン
・産業廃棄物処理業者
・ダンブ運搬(1人荷物のダンブ運搬)
・1日で完了する請負契約、小物作業業者、被工・労務のみ単価契約の請負契約
・クレーン作業、コンクリートポンプ打設等日々の単価契約を行っているもの
・クレーン等の重機オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合
・他の会社から応援者を借り上げ、請負契約を締結した場合(賃雇用契約である場合を除く)

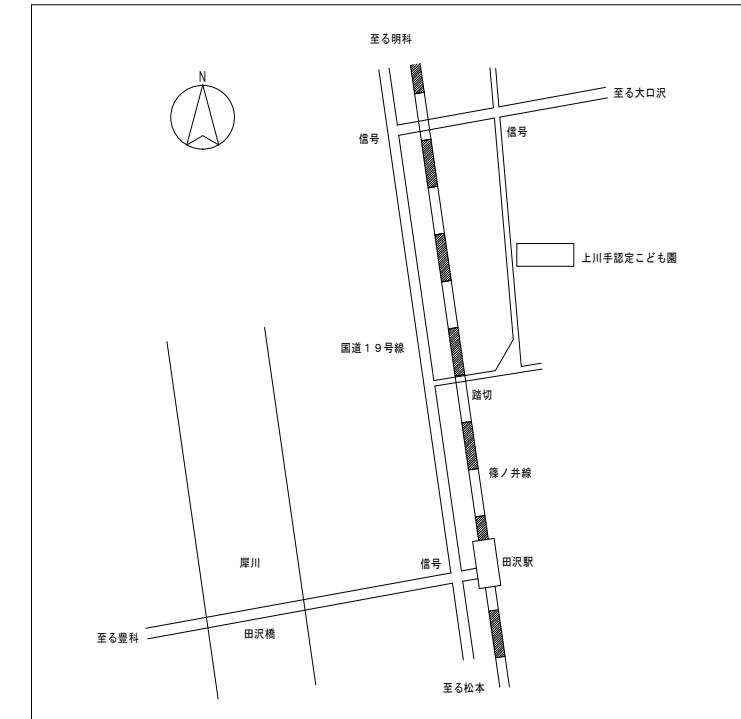
- (6)工事について、公共工事請負調査、資本調査、建設耐久物実態調査等の調査依頼を受けた場合は、これに協力すること。

- (7)施工途中において、検査担当職員及び発注機関の長が指定する職員による、抜打ち検査を実施する場合においては、これに協力すること。

◎不具合の確認

- 工事しん工後1ヶ月、12ヶ月に不具合の確認を行い、その結果を書面で担当課長あて報告する。
(施設管理者らの聞き取り調査を含め、調査には必ず施設管理者の立会いを要する。)

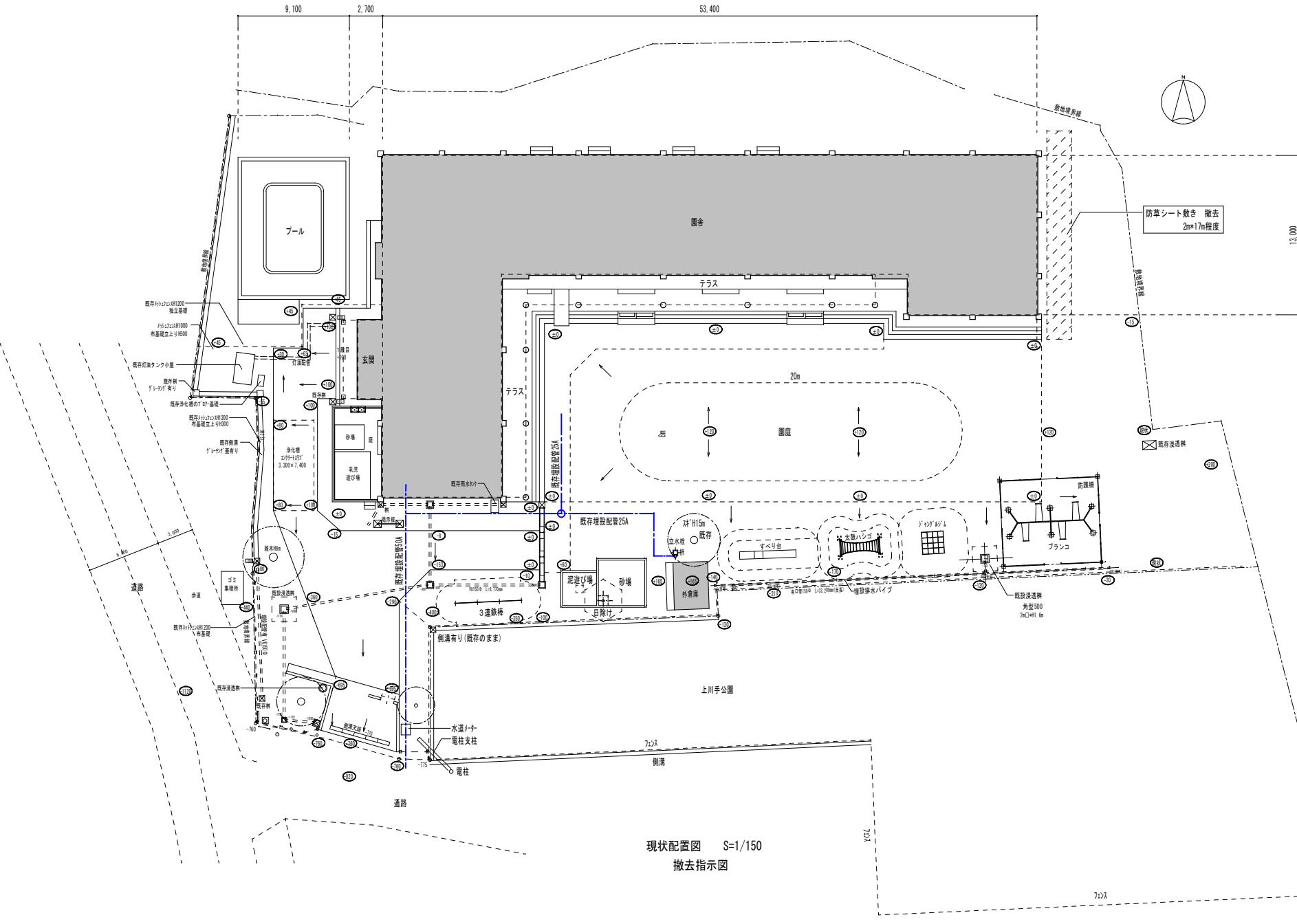
防護フェンス

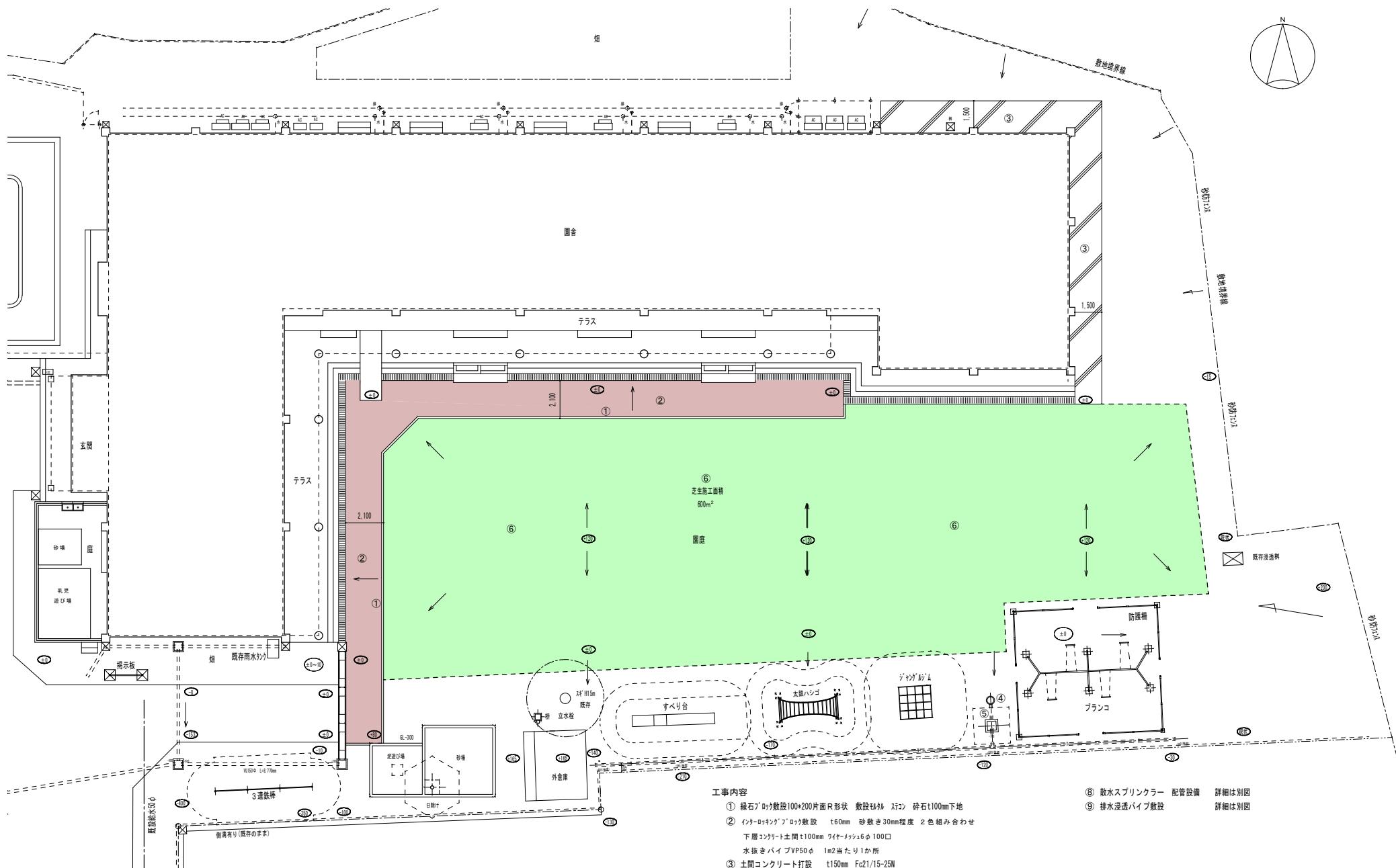
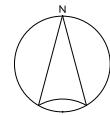


案内図 N o S C A L E

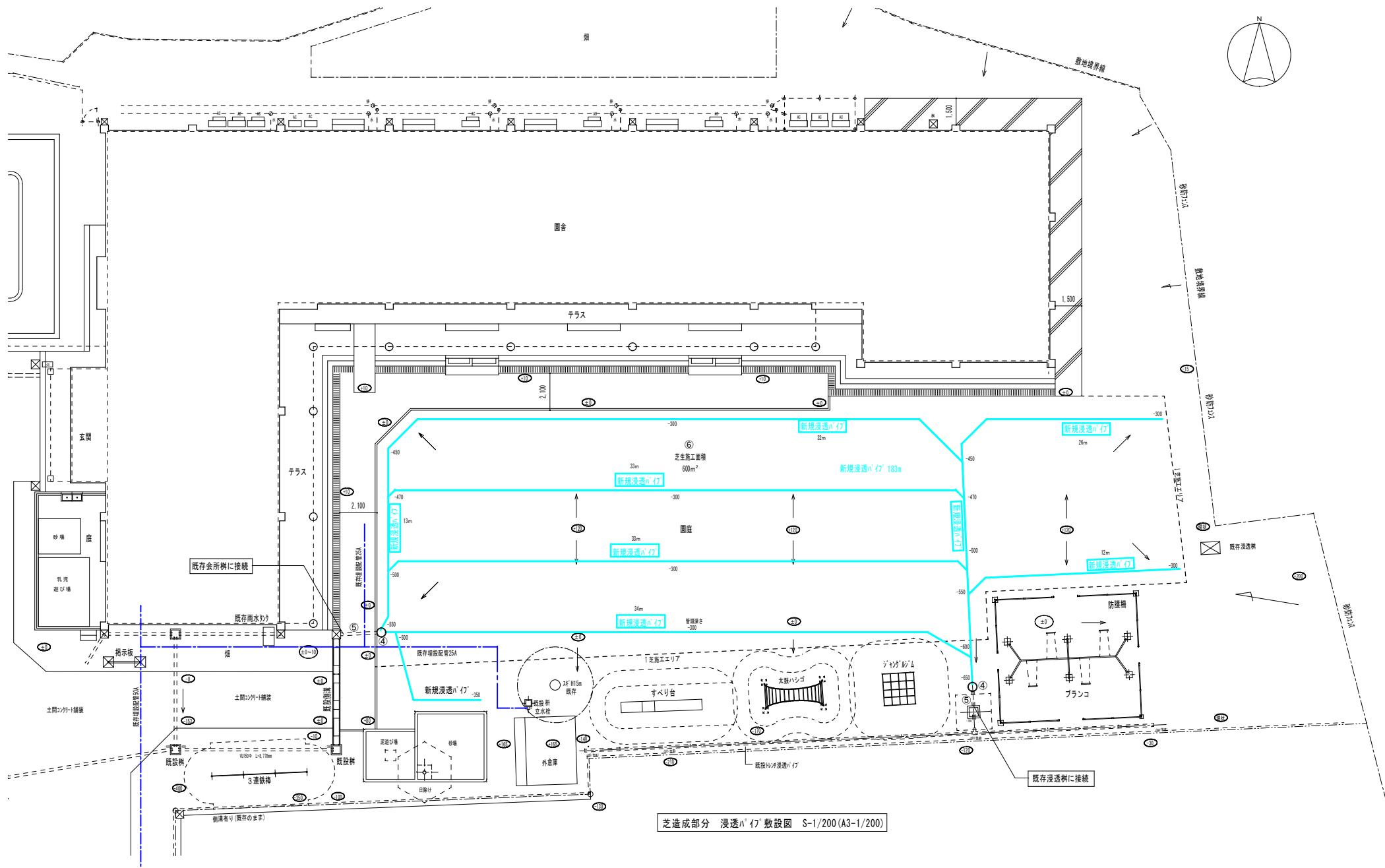
訂正月・日	

設計	換算	年月日	工事名 称 令和7年度(債務負担行為)認定こども園芝生化事業 上川手認定こども園 園庭整備工事	画面番号: DW NO.
製図	担当	縮 尺 A-1 - A-3 -	箇面名 称 上川手認定こども園	G - 02 建築工事特記仕様書 2

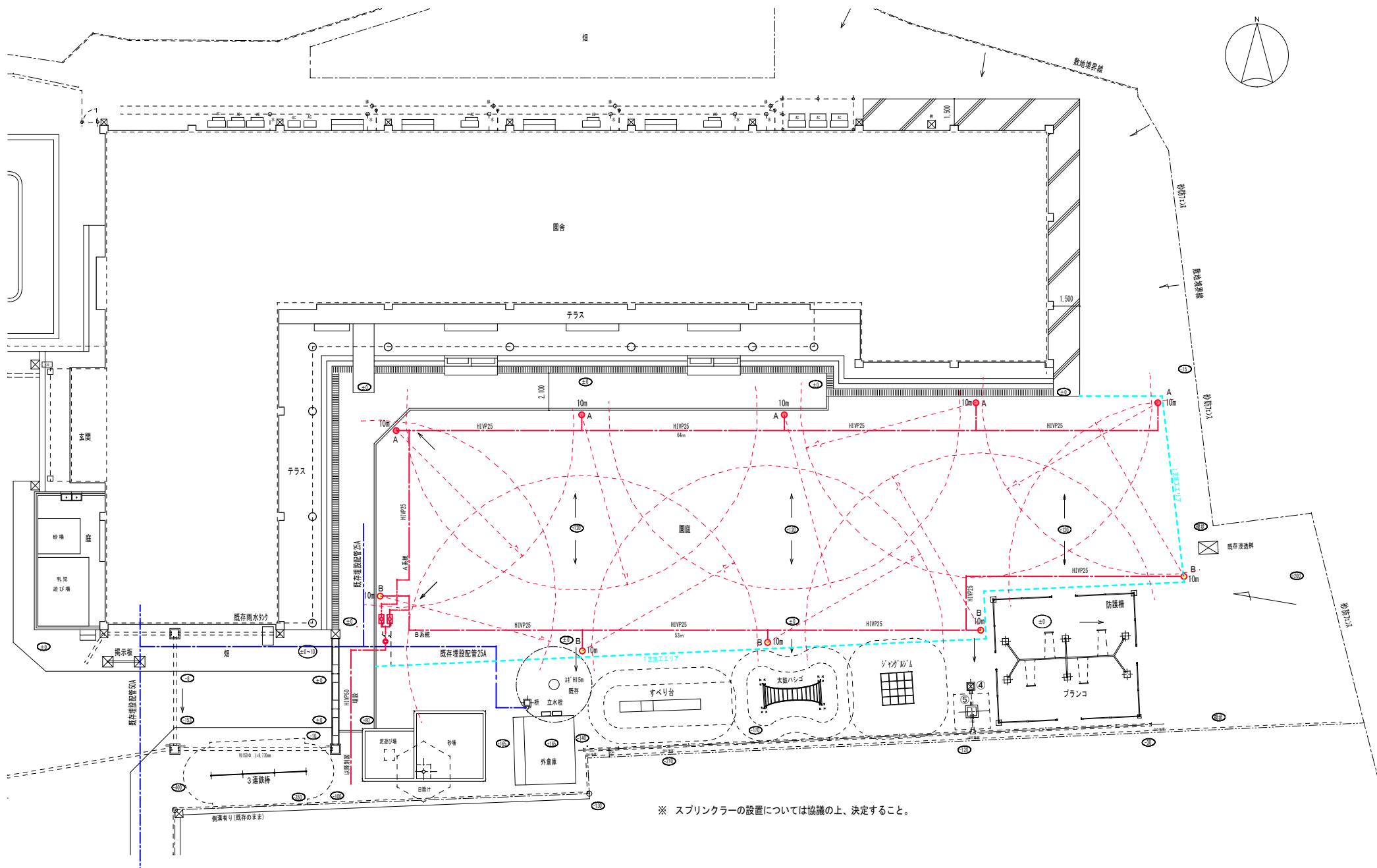
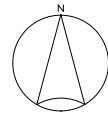




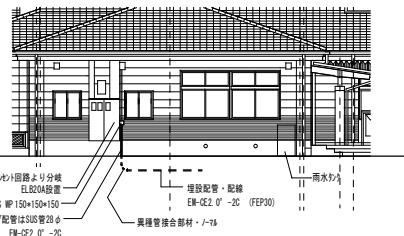
訂正月・日		設計	検査	年月日 2025.09	工事名称 令和7年度(債務負担行為)認定こども園芝生事業 上川手認定こども園 園庭整備工事	前面番号: DW NO.
		製図	担当	範 囲 A-1 - 1/100 A-3 - 1/200	面番名 上川手認定こども園 完成配置図	
						G - 04



訂正月・日	設計	検査	年月日	工事名	図面名
	設計	検査	2025.09	令和7年度(債務負担行為)認定こども園芝生化事業 上川手認定こども園 園庭整備工事	図面名: DW NO.
	担当	担当			
	縮尺	縮尺			
	A-1 - 1/100	A-3 - 1/200			
	図面名	図面名			
	上川手認定こども園	芝造成部分 詳細図 1			

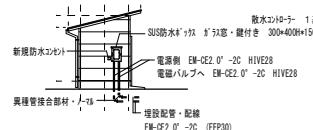


散水設備 給水 電気 部分詳細図 S-1/100

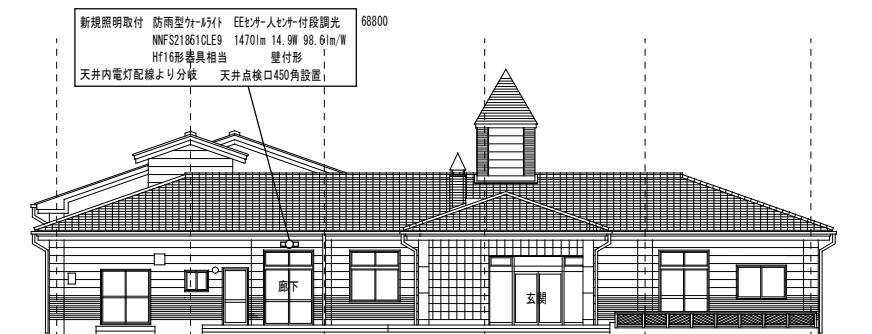


電気設備 電源分岐 部分詳細図 S-1/100

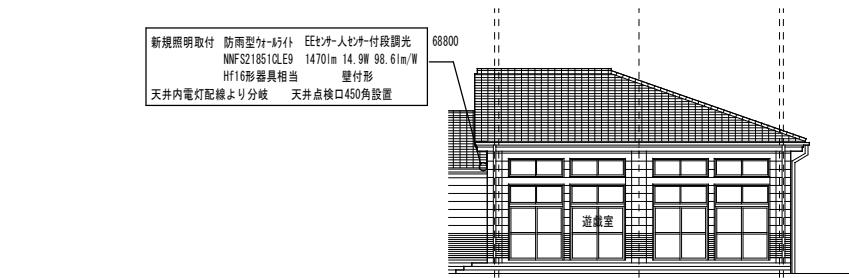
電気設備 部分詳細図 S-1/100



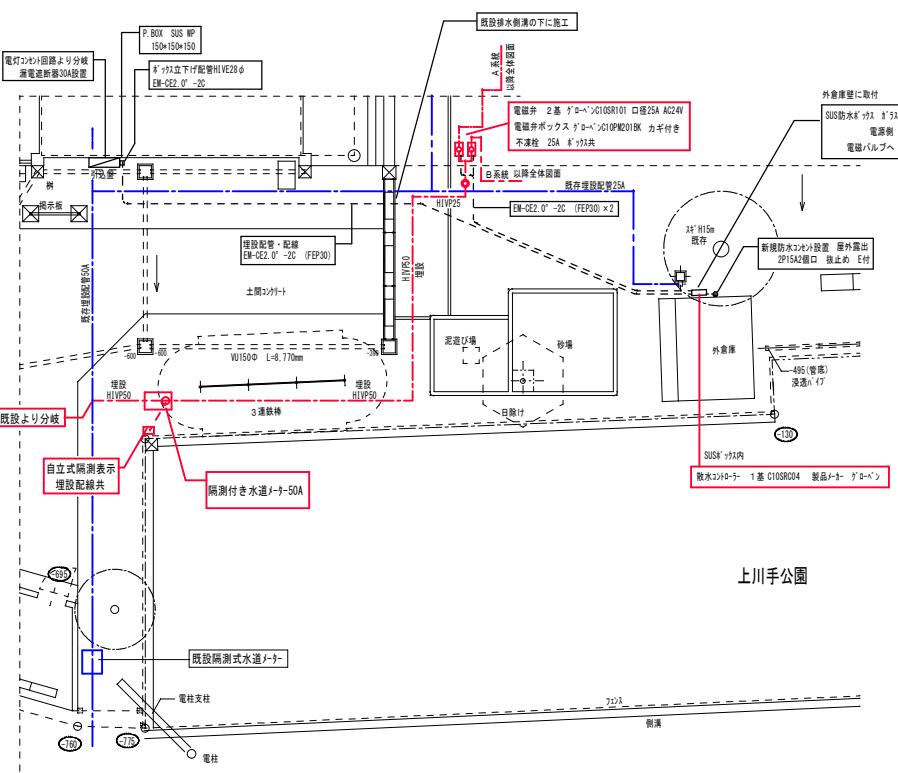
電気照明増設図 S-1/100



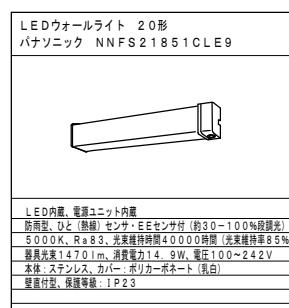
西側立面図 S-1/10



南側立面図 S-1/10



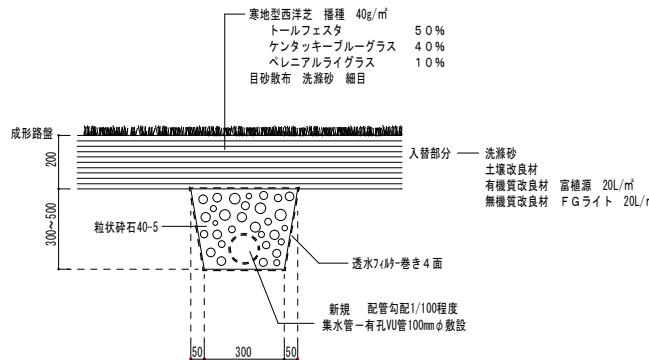
電氣設備 配管配線等 機械設備 配管等 部分詳細圖 S-1/100



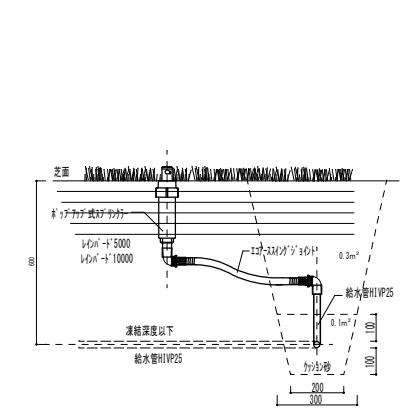
訂正月日	

設計	後園	年月日	工事名称 令和7年度(債務負担行為)認定 こども園芝生化事業 上川手認定こども園庭整備工事			固番号: D# NO.
製図	担当	縮 尺	A-1	-	1/100	
			A-3	-	1/200	
		固番名称	上川手認定こども園			G - 07
			部分詳細図 1			

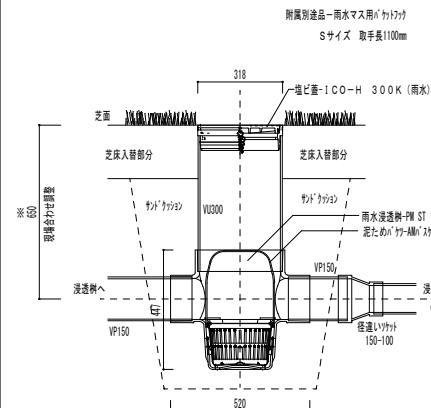
寒地型西洋芝詳細図 S-1/10 集水パイプ詳細図 S-1/10



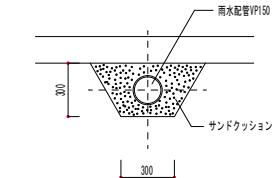
ホップアップ式スプリンクラー 詳細図 S-1/10



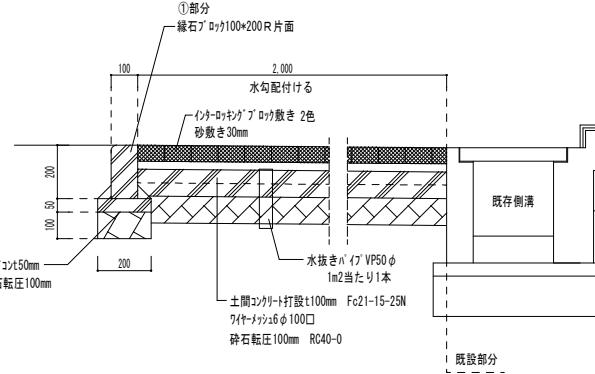
④ 泥ため塩ビ樹 詳細図 S-1/10



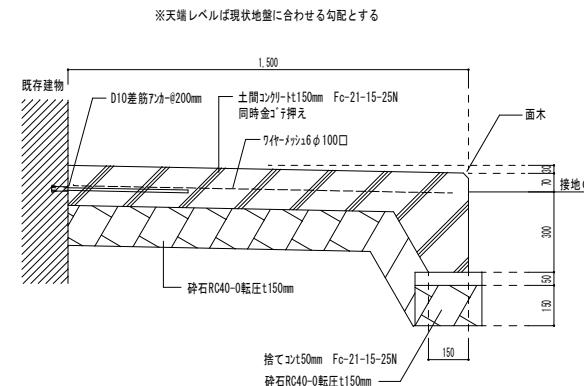
⑤ 接続 VP150φ 敷設 詳細図 S-1/10



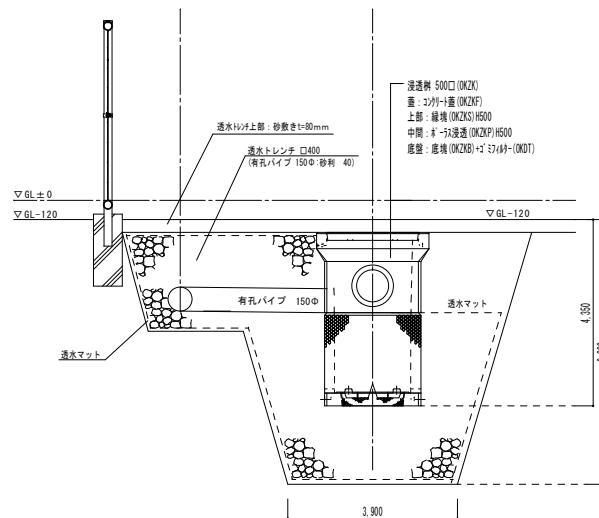
インターロッキング プ ロック敷設部分詳細図 S-1/1

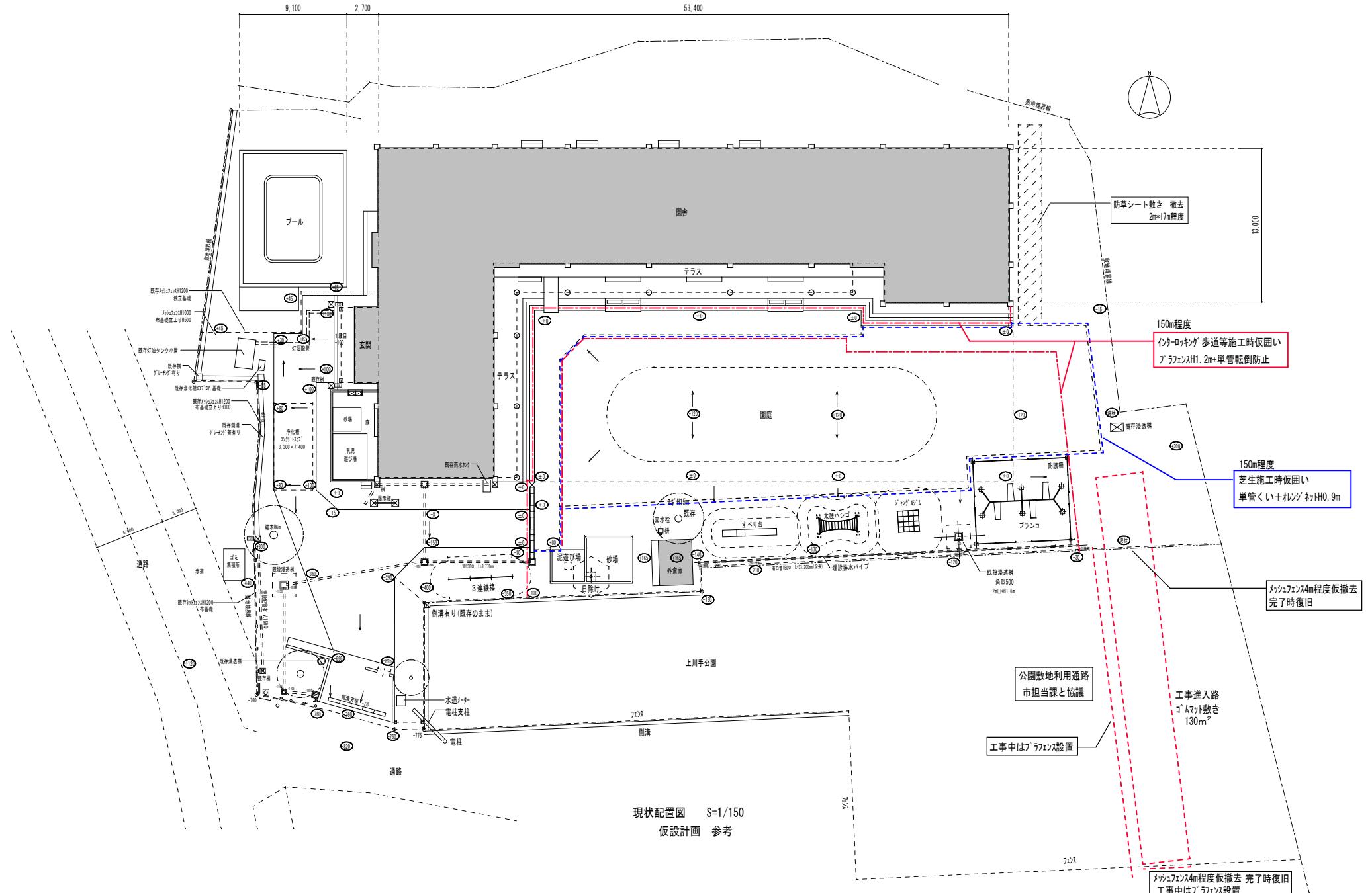


③ 土間コンクリート打設 S-1/10



既設浸透溝・浸透トレチ 断面詳細図 S-1/50 参考図





機械設備工事

I. 工事概要		5 化学物質を発散する建築材料等		27 壁の埋設表示		10 ピストンダンパー	
1. 工事場所 安曇野市 上川手認定こども園		本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。		28 溶接部の非破壊検査		11 井 管 頭	
2. 建物概要		①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。		29 壁 装		12 温 度 計	
3. 工事種目 (印を付けるものと適用する)		②保溫材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。		30 機器の基礎及び振動絶縁効率		13 圧 力 計	
工事種目 建物別		③接着剤はタル酸ジニアーテル及びタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難燃性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。		31 電 線 頭		14 納 間 流 量 計	
工事種目		④塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。		32 は つ り		備得方式 (・遠隔・)	
工事種目		⑤上記1)、2)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。		33 保 温 及 び		J I S又はJ V (- 5K - 10K (図示部分))	
工事種目		なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは、発散量が規制対象外のものを、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等が無い場合は第3種のものを使用するものとする。		34 電線内貼り		取付部は図示による。	
工事種目		● 給水設備		35 保 温		取付部は図示による。	
工事種目		○ 排水設備		36 保 温		コック付とし、形式及び取付部は図示による。	
工事種目		○ 給湯設備		37 保 温		● 低圧ダクト・高圧1ダクト・高圧2ダクト	
工事種目		○ 消火設備		38 保 温		・アングルフランジ工法・スパイラルダクト	
工事種目		○ ガス設備		39 保 温		・コーナーポルト工法 (・共板フランジ工法・スライドオンフランジ工法)	
工事種目		○ 給油設備		40 保 温			
工事種目		○ 厨房機器設備		41 保 温			
工事種目		○ 実験実習器具設備		42 保 温			
工事種目		○ 洁化槽設備		43 保 温			
4. 設備概要 (印を付けるものと適用する)		○		44 保 温			
方法及び種別		設備概要		45 保 温			
空調方式				46 保 温			
冷暖房方式				47 保 温			
暖房方式		・温風暖房		48 保 温			
換気方式		・温水暖房		49 保 温			
○給水方式		・F F暖房		50 保 温			
通事		・局所換気		51 保 温			
排水方式		・水道管式		52 保 温			
淨化槽		・加圧式		53 保 温			
消火設備の種別		・高置タンク式 (・上水・井水)		54 保 温			
ガスの種別		・建物内汚水、雑排水 (・分流・合流)		55 保 温			
5. 指定部分		・建物外汚水、雑排水 (・分流・合流)		56 保 温			
対象部分:		・建物内汚水、雑排水 (・分流・合流)		57 保 温			
II. 図面目録							
No.	図面名	No.	図面名				
1-1	機械設備工事 特記仕様書						
1-2							
19	合 調 整						
20	容 量 等 の 表 示						
21	耐 震 保 温						
17	文 字 入 名 紙 等						
18	取扱説明板						
34	防 滅 保 温						
35	試 験						
36	他工事との取合い						
37	そ の 他						
1	空調和設備	1 設計温湿度					
2	暖房設備	2 屋室温湿度界					
3	暖房設備	3 煙道温湿度計					
4	暖房設備	4 ばいじん量測定口					
5	暖房設備	5 煙道温湿度					
6	暖房設備	6 ダクト					
7	暖房設備	7 煙量測定口					
8	暖房設備	8 チャンバー					
9	暖房設備	9 防煙ダンパー					
1	1 しゅん工時提出物						
2	2 定期報告						
3	3 電子納品						
III. 工事仕様							
1. 共通仕様							
(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房常務監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (改訂版)」(以下、「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築工事標準仕様図(機械設備工事編) (最新版)」(以下、「標準図」という。)による。							
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。							
参考図書							
● 安曇野市建築工事の手引き(以下、「手引き」という。)安曇野市総務部財産管理課監修							
2. 特記仕様							
(1) 印は○印の付いたもの、項目は番号に印の付いたものを適用する。							
(2) 特記事項のうち選択する事項は、印の付いたものを適用し、印の付いたものは適用しない。							
章項目 特記事項							
① 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。						
② 機材の品質・性能証明	ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。						
③ 使用材料発注先選択	使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(以下、「品質性能資料」という。)を提出して監督職員の承諾を受ける。(標準仕様書第1編第1章第4節1.4.2)ただし、(社)公共建築協会が発行する「建築材料・機器機材等品質性能評価事業、設備機材等評価簿名」によって所定の評価を受けているものは省略できる。製作図、試験成績書等は除く。						
④ 施工条件明示項目	使用材料名、発注者名、品質性能証明資料提出の省略について記載した調査を除くし、監督職員の承諾を受ける。						
・公共建築工事標準基準の解説(設備工事編)の「執務並行改修」							
担当							
工事名称 令和7年度(債務負担行為)認定こども園芝生化事業 上川手認定こども園 園庭整備工事							
図面名称 特記仕様書 機械設備工事							
縮尺 A1:1/-00 A3:1/-00							
N O. M-01							